

江田島市教育委員会会議録

平成27年11月18日(水)平成27年第13回教育委員会会議定例会を大柿公民館大会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	9時00分
閉会	午前	10時10分

2 出席委員 (5名)

委員長	三島雅司
委員長職務代理者	樋上美由紀
委員	柳川政憲
委員	今井絵里子
教育長	塚田秀也

3 出席説明員

教育次長	渡辺高久
学校教育課長	畠藤邦子
西能美学校給食共同調理場総括場長	木場副行
江田島図書館長兼能美図書館長	木場久仁子

4 事務局

学校教育課	
課長補佐	田原 留美子
専門員	竹本 益美

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第24号 江田島市スポーツ推進計画審議会設置要綱を制定する告示案について
- (4) 議案第25号 江田島市スポーツ推進計画審議会委員の委嘱について
- (5) 承認第22号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免に

ついて

- (6) 承認第 23 号 附属機関の委員の委嘱について
- (7) 協議 1 平成28年度新規・拡充事業について
- (8) 報告・協議 1 江田島市議会第 12 回全員協議会報告について
(大柿高等学校に係る補助金について)
- (9) 報告・協議 2 江田島市議会第 13 回全員協議会報告について
(旭化成建材(株)が杭工事の施工に関与した市関連施設について)
- (10) 報告・協議 3 江田島市議会第 14 回全員協議会報告について
(図書館の休館日の変更について)
(江田島市灘尾弘吉先生顕彰像等維持管理基金条例の一部改正について)
(臨時職員・嘱託員の賃金等改定について)
(旭化成建材(株)による杭の施工データ流用問題の調査結果について)
- (11) その他

7 議事の概要

○ 三島委員長

ただいまから、第 13 回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただいまの出席委員は 5 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○ 三島委員長

審議に入る前に、議案第 25 号、承認第 22 号並びに承認第 23 号については、人事に関する案件ですので公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

それでは、お諮りいたします。

議案第 25 号「江田島市スポーツ推進計画審議会委員の委嘱について」、承認第 22 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」並びに承認第 23 号「附属機関の委員の委嘱について」は、公開しないで審議することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

- 三島委員長
挙手全員と認めます。
従いまして、議案第 25 号「江田島市スポーツ推進計画審議会委員の委嘱について」、承認第 22 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」並びに承認第 23 号「附属機関の委員の委嘱について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

- 三島委員長
お諮りいたします。
ただいま公開しないで審議することに決定しました議案第 25 号、承認第 22 号並びに承認第 23 号について、日程を変更し、日程第 10 の次に審議したいと思います。
これに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

- 三島委員長
挙手全員と認めます。
従いまして、日程第 7 (協議 1) から日程第 10 (報告・協議 3) を、日程第 4 (協議 1) から日程第 7 (報告・協議 3) に、日程第 4 (議案第 25 号) から日程第 6 (承認第 23 号) を日程第 8 (議案第 25 号) から日程第 10 (承認第 23 号) に変更することに決定いたしました。

- 三島委員長
それでは、日程第 1, 「教育長報告」を行います。

- 三島委員長
塚田教育長から報告事項がありますので、報告をしていただきます。

- 塚田教育長
「教育長報告」

(省 略)

- 三島委員長
以上で、教育長報告を終わります。
日程第 2, 「会議録署名委員の指名」は、会議規則第 17 条第 2 項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、樋上委員をお願いします。

- 三島委員長
日程第 3, 議案第 24 号「江田島市スポーツ推進計画審議会設置要綱を制定する告示案

について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

3ページをお開きください。

議案第24号「江田島市スポーツ推進計画審議会設置要綱を制定する告示案について」の提案理由の説明をします。

江田島市スポーツ推進計画を策定するにあたり、関係者から幅広く意見を求めることとし、その審議会を設置する要綱を制定する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定に基づいて、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明させます。

○ 教育次長

ただいま、議題となっております、議案第24号「江田島市スポーツ推進計画審議会設置要綱を制定する告示案について」の内容をご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

4ページ、5ページが要綱本文、6ページが別表となっております。

4ページをお開きください。

第1条、江田島市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、関係者から幅広く意見を求めるため、江田島市スポーツ推進計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

第2条、審議会は計画の策定について検討し、意見を述べる。

第3条で、審議会の委員は15人以内とし、別表に掲げる団体がその構成員の中から推薦する者等を委員として組織し、教育委員会が委嘱する。としております。

6ページをお開きください。

第3条関係の別表で、団体名等の一覧表となっております。

4ページにお戻りください。

第4条で、委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了時までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。としております。

第5条で、委員の報償及び費用弁償の額並びに支給方法は、江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年江田島市条例第33号）の例による。としております。

第6条で、審議会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。第2項で、委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。とし、第3項で、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。としております。

第7条で、審議会は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。とし、第2項で委員長

は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。としております。

5ページをお開きください。

第8条で、審議会の庶務は、生涯学習課において処理する。としております。

第9条で、この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。としております。

附則といたしまして、この要綱は平成27年11月18日から施行し、平成29年3月31日限り、その効力を失う。としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました、ご質疑はございませんか。

○ 樋上委員

江田島市スポーツ推進計画は、これまではなかったのですか。約1年半という長い期間審議して策定されるのですか。

また、どのような経緯で今回策定することになったのですか。

○ 教育次長

従前は、平成22年度から平成26年度までの5年間、法に定めのあるあったスポーツ振興計画を策定していましたが、その後、法律が改正され、スポーツ振興計画がスポーツ推進計画に名称が変わり、また、努力義務となったこともあり、計画の策定について検討中としていました。

今回、5年間のスポーツ推進計画を策定するにあたり、市民にアンケート調査を実施し、施設の整備やスポーツ振興について市民の意見を計画に反映させていきたいと考えております。

また、期間については、これから市民にアンケート調査を実施し、その中で、審議会を設置し、意見を集約しながら計画を策定していくため、長い期間となっております。

○ 塚田教育長

前回のスポーツ振興計画においても審議会を設置し計画を策定しましたので、今回も前回と同様に審議会を設置し、計画を策定する予定としております。

○ 三島委員長

他にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第 24 号「江田島市スポーツ推進計画審議会設置要綱を制定する告示案について」は、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第 4，協議 1「平成 28 年度新規・拡充事業について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

16 ページをお開きください。

協議 1「平成 28 年度新規・拡充事業について」は、学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただいま議題となっております、協議 1「平成 28 年度新規・拡充事業について」の内容をご説明します。

まず、平成 28 年度新規事業「ICT活用事業」(案)について、でございます。

事業を実施する理由といたしましては、まずは、児童生徒の学力向上でございます。授業で ICT 機器を効果的に活用することにより、各教科等の目標を達成し、児童生徒の学力を向上したいと考えております。

アの広島県「基礎・基本」定着状況調査の結果をご覧ください。現在の江田島市の児童生徒の学力の状況として、広島県の平均通過率の差を表に示しております。全体的に小学校は県平均を上回っておりますが、中学校では、県平均を下回る教科がございます。

次に、イの教育基本法に基づき政府が策定する総合計画である第 2 期教育振興基本計画の中に記載のある「基本施策 25」に「良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備」として、「教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数 3.6 人」、「教材整備指針に基づく電子黒板・実物投影機の整備」、「超高速インターネット接続及び無線 LAN 整備率 100%」が挙げられています。

さらに、ウの学習指導要領における位置付けといたしまして、現行学習指導要領では、各教科等の指導にあたっては、児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとなっております。

次期学習指導要領を検討する中央教育審議会の部会では、学習指導要領等の理念の実現に向けて必要な支援方策等としまして、ICTも含めた必要なインフラ環境の整備を図ることも重要であるとされています。

続いて17ページをお開きください。

次に、教員の業務改善についてです。校務でICT機器を効果的に活用することにより、教員の事務負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保したいと考えております。

文部科学省「教員勤務実態調査（平成18年度）」結果では、教員の残業時間は月約34時間と昭和41年度と同調査の月約8時間と比較して大きく増加しており、学校の負担が増し、教職員の多忙化が進行しています。広島県教育委員会は、「業務改善プロジェクト・チーム」を設置し、県立学校、市町立小中学校が学校の業務改善に取り組んでいます。平成27年度は、県内に業務改善モデル校62校が指定されました。江田島市の指定校は大柿中学校でございます。

これらの理由をもとに、事業内容として、2点について実施していきたいと考えております。

まずは、「教科指導におけるICT活用」の推進です。これにつきましては、4点ございます。

1点目としまして、ア 指定校において、無線LAN環境及びタブレット一人一台の環境を整備し、研究させたいと考えております。次年度は指定校を拡大するとともに、指定校以外に波及させるようにしたいと考えております。

2点目としまして、イ 文部科学省「H25学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、本市の学校職員の研修の受講率（10.2%）が全国（31.0%）に比べて低いことから、市教委主催研修を開催いたします。併せて、校長に対して長期休業中の学校主催研修を開催するよう指導するとともに、市教育研究会の小中学校及び中学校の視聴覚教育部会長に対してICT活用を研究するよう指導いたします。

3点目としまして、市教委及び学校職員が、先進校を視察します。

4点目としまして、リーダーとなる学校職員を文科省主催研修や県教委主催研修に計画的に参加させたいと考えております。

続いて、事業内容の2点目ですが、「校務の情報化」の推進でございます。

内容としましては、業務改善の観点から、全校に「校務支援システム」を導入したいと考えております。

校務支援システムとは、これまで、手書きで処理していた業務をパソコンで行うことができたり、テストの点数を入力することより、その数値が成績表や指導要録に反映することができたりするなど、効率的に業務を進めることができるシステムです。

資料といたしまして、18ページから23ページに広島県教育委員会がまとめた県内各市町の「校務のICT化等に係る取組状況」の一覧表を添付しております。

以上で「ICT活用事業」（案）についての説明を終わります。

続いて、24ページをお開きください。

平成 28 年度拡充事業「外国語指導事業」(案)でございます。

事業を実施する理由といたしましては、児童生徒の英語力の向上でございます。教職員の授業力を向上させるとともに、児童生徒に目標をもたせ、学習意欲を高めることにより、児童生徒の英語力を向上させたいと考えております。

まず、広島県「基礎・基本」定着状況調査の結果をご覧ください。

現状といたしましては、平成 25 年度から平成 27 年度の過去 3 年間の中学校英語の平均通過率は県平均を下回っております。生徒への「英語が好きですか?」という質問に対し、今年度は県平均を上回っておりますが、平成 25 年度及び平成 26 年度は県平均を大きく下回っております。

続いて、学習指導要領での位置付けとしまして、現行学習指導要領では小学校第 5・6 学年でそれぞれ週 1 時間の外国語活動の授業を行っております。次期学習指導要領では、小学校では平成 32 年度から、中学校では平成 33 年度から施行されますが、小学校第 3・4 学年でそれぞれ週 1 時間の外国語活動の授業を行い、小学校第 5・6 学年ではそれぞれ週 2 時間、教科として、英語科の授業を行います。中学校の英語科の時間については未定となっております。

続いて、第 2 期教育振興基本計画では、国際共通語としての英語力の向上が挙げられており、英語力の目標としましては、中学校卒業段階で英検 3 級程度以上、高等学校卒業段階で英検準 2 級程度から 2 級程度以上を達成した中高校生の割合を 50%にすると示されております。

現状といたしまして、平成 26 年度の江田島市の中学生の英検 3 級以上の合格者は全生徒の 11%となっており、詳細は表のとおりでございます。

次に、事業内容として、外国語指導助手 (A L T) の配置拡充を考えております。A L T 等の外部人材を 1 名加え、さらに活用することによりネイティブの英語に触れさせるとともに国際理解を深める学習活動を展開していきたいと考えております。

続いて、英語検定の受検料の補助を考えております。これについては、英語検定を活用することにより、中学生の英語に対する学習意欲を向上させるとともに、生徒の英語力を向上させます。

最後に、現在も実施しておりますが、イングリッシュキャンプへの補助でございます。中学校教育研究会英語部会が主催するイングリッシュキャンプにおきまして、A L T 活用費を補助し、グローバルマインドや実践的なコミュニケーション能力の育成を図りたいと考えております。

以上で「外国語指導事業」(案)についての説明を終わります。

続いて、26 ページをお開きください。

平成 28 年度新規事業「中学校エアコン設置・小学校エアコン設計事業」(案)について、でございます。

事業を実施する理由といたしましては、快適な学習環境の整備でございます。

近年の温暖化等による猛暑により、学習環境の悪化が懸念されております。市内各小中

学校の普通教室及び特別支援学級教室にエアコンを設置し、快適な学習環境を整えるものでございます。

まず、学校保健安全法に基づく文部科学省告示である学校環境衛生基準における教室等の温度の基準は、「10℃以上、30℃以下であることが望ましい。」と述べられております。改訂版の学校環境衛生管理マニュアルにおいても、「児童生徒等に生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は、冬期で18～20℃、夏期で25～28℃程度である。」と述べられております。また、平成27年7月から9月に中学校の室温調査を実施し、結果は表のとおりとなっております。

続いて、近隣市町における普通教室及び特別支援学級教室へのエアコン設置状況について、でございますが、平成27年7月現在、西部教育事務所管内の設置済み市町は、1市2町でございます。呉市は平成31年度までに設置予定で、平成28年度から順次設計を行うとのことでございます。広島市は耐震工事と合わせて順次設置予定ということでした。

江田島市内の小中学校におけるエアコンの設置状況ですが、現状といたしましては、普通教室には、設置されていませんが、特別支援学級教室には設置されている学校はあります。職員室、校長室、保健室、パソコン教室は全校設置されております。

次に、2事業の内容といたしまして、(1) 中学校普通教室と特別支援学級教室の設置工事を行うとこと、また、(2) の小学校の調査設計業務委託を行う、ということを考えております。なお、中学校につきましては、すでに設計業務を行っております。

以上で説明を終わります。

○ 三島委員長

説明が終わりました、ご質疑はございませんか。

○ 三島委員長

エアコンの設置については、平成28年度の事業になっていますが、印象的には今年度に全ての学校にエアコンを設置すると思われるので、順次設置していきたいということを付け加えてみてはどうでしょうか。

エアコンについては、具体的な数字も上がってますが、必要性について現場を経験された先生方に意見を述べていただければと思います。

○ 樋上委員

大古小学校は建物の向きもあるのかもしれませんが、風が通らないため、夏は35℃になることがありました。教室等の温度について、学校にはデータもあると思います。

5年前でもすごく暑かったので、現在はさらに暑いと思います。その中で学校はグリーンカーテンなど、暑さ対策について工夫していますが、子どもたちにとってはきついと思います。

○ 塚田教育長

中学校を先に設置する理由は、すでに設計業務を行っているということもありますが、夏休み中の登校日が小学校よりも中学校の方が多く、また、夏休みの初めに補習授業があり、生徒が学校に来る機会が多いためです。

○ 教育次長

来年度につきましては、三高小の屋内運動場の耐震補強工事を予定しています。

これから財政当局と交渉していきますが、今回の新規・拡充事業については、財政的にも全て要望通りにならないと思います。全体として年次計画をみながら実施していくことになると思います。

○ 三島委員長

エアコンの設置については、呉市は平成 28 年度から 31 年度の実施となっておりますが、財政状況もありどうなるかわかりませんが、教育委員会の考え（計画）を具体的に示した方がよいと思います。

また、ICTの活用の必要性はわかりますが、タブレットが本当に1人1台必要なのかどうか市長部局や財政当局も疑問に感じると思います。3.6人に1台でよいのではないかということになるかもしれません。

総合教育会議が予算要望のための会議になってはいけませんが、新年度に向けて新規・拡充事業を協議するということになれば、財政的なことはできますし、ICTの活用については、市議会文教厚生常任委員会でも関心を持たれているため、十分に検討してください。

さらに、外国語指導事業については、人員の1名増ということで要望も通りやすいと思いますが、1人雇うことになれば、年間300~400万円の増額ということになりますので、なぜ増員が必要なのか、児童生徒の学力を上げますというだけでは足りないので、グローバルな人材を育てる意味を市長部局に示してもらいたいと思います。

○ 樋上委員

社会は私たちが思っている以上に情報化が進んでいるということをお話していくことが必要だと思います。2030年には、教員は消えていく職業の中に入っているということをお話してインターネットで見ました。

4、5年前と比べてみても社会は急速に変化しているので、将来に向けて情報化社会についていける子供たちを育てていかなければならないということをお話していく必要があると思います。

情報化については、学校の先生方も年代によって考え方に差があると思います。

○ 塚田教育長

各学校でのタブレットの活用状況について、学校教育課長から説明してください。

○ 学校教育課長

タブレットについては、2年前から各小中学校に4台ずつ配布しています。

学校からは週1回から月1回程度使用し、体育の授業でマット運動を動画で録画し、グループで見せ合ったり、理科の授業で植物の観察をする時に活用しているという報告があります。

学校からの要望としましては、台数を増やしてもらいたい。現在、インターネットができない環境のため、インターネットが使えるようになれば、通信機能を使い、調べ学習をしたりするなど、さらに活用の幅が広がるのではないかという意見があります。

また、8月と9月に市議会文教厚生常任委員会委員に学校視察をしていただき、ICT教育について意見をいただきました。

○ 三島委員長

市議会議員はタブレットを使っているのですか。

○ 学校教育課長

これから使っていくということを聞いています。

○ 塚田教育長

タブレットの活用状況について、各学校でまとめたものを市長に見ていただければと思います。

現在、パソコン教室に有線のパソコンが40台ありますが、調べ学習の時にはパソコン教室に行かなければなりません。自分たちの教室や図書室で学習できるよう、無線のタブレットを活用させたいと考えています。

現時点で、中町小学校、江田島中学校など無線LANの環境を整備している学校はありますが、容量が少ないため、40台を一度に使うことができません。そのため、容量を増やし、40台を一度に使えるようインフラ整備をする必要があります。

○ 三島委員長

他にご意見はございませんか。

○ 塚田教育長

今回の総合教育会議では、新規・拡充事業について教育委員会からの要望ということで、意見交換を行うことができましたと思います。

○ 三島委員長

他にご意見はございませんか。

(意見なし)

○ 三島委員長

それでは、「平成 28 年度新規・拡充事業について」の協議を終わります。

○ 三島委員長

日程第 5, 報告・協議 1 「江田島市議会第 12 回全員協議会報告について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

27 ページをお開きください。

報告・協議 1 「江田島市議会第 12 回全員協議会報告について」は、学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただいま議題となっております, 報告・協議 1 「江田島市議会第 12 回全員協議会報告について」の内容をご説明します。

大柿高等学校に係る補助金の内容としましては, 2 点ございます。1 点目は, 公営塾の運営費の補助, 2 点目は県内外生徒の下宿代の補助でございます。

まず, 1 として, 広島県教育委員会は, 「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」を平成 26 年 2 月に策定し, 方針を示しております。

(1) では, 学校活性化地域協議会について, (2) では, 3 年間, 活性化策を実施し, 在籍 80 人以上の維持を目指すことについて, (3) では, 活性化策を実施後, 2 年 (H29 年度・H30 年度) 連続して在籍 80 人未満の学校については統廃合などが検討されるということでございます。

続いて, 2 にございますように, 市長と教育長に対して, 補助金の要望がありました。28 ページをお開きください。

大柿高校からの要望内容といたしましては, 表のとおりでございます。1 点目の公営塾の運営費の補助については, 312 万 1 千円の要望がございました。また, 2 点目の県外生徒の下宿代の補助については, 生徒 1 人あたり 24 万円で, 1 年で 4 名ずつ受け入れ, 平成 30 年度の見込額は 288 万円となっております。合わせて, 平成 30 年度で約 600 万円の要望がございました。

これらの要望を受けまして, 教育委員会としましては, 現状把握を行い, 検討いたしました。

29 ページをお開きください。

3の現状としまして、大柿高校の生徒数など、他市町の支援状況について、でございます。

詳細につきましては、31ページ、32ページのとおりでございます。

現状把握の結果、江田島市の対応方針といたしまして、補助金を交付するという方針で説明をいたしました。

内容につきましては、1点目の公営塾の運営費の市補助金額は、大柿高校からの要望額どおり、312万1千円とし、2点目の県内外生徒の下宿代につきましては、大柿高校からの要望は、県外の生徒4名の受け入れとなっていました。市といたしましてはさらに2名を加え、県内も含め、県内外6名分の受け入れの補助を行うと説明いたしました。

これらについて、議員から特に反対意見はなく、12月議会で債務負担行為を起こす予定としております。

以上で説明を終わります。

○ 三島委員長

説明が終わりました、ご質疑はございませんか。

○ 樋上委員

大柿高校の県外からの生徒募集とその生徒に対する補助金の交付については、決定しているのですか。

○ 学校教育課長

補助金の交付につきましては、市議会全員協議会で説明を行い、12月議会で債務負担行為を起こす予定としております。

○ 樋上委員

青少年交流の家に、これらの内容が記載された大柿高校のポスターが掲示されていたので、すでに決定しているのかと思いました。

○ 学校教育課長

ポスターには市からの補助金の交付が決定したということが記載されているのではなく、県外からの生徒を募集するということが記載されていると思います。

○ 塚田教育長

ポスターの内容についてですが、大柿高校は県立高校で、県教委が大柿高校だけでなく、他の県立高校も含めて県外から生徒の受け入れを行うと決定し、そのことを知らせるためものだと思います。

- 樋上委員
大柿高校だけでなく他も含めて県外から生徒を募集するという内容ですね。
- 三島委員長
他にご質疑はございませんか。
- 三島委員長
大柿高校と台湾の高校が姉妹提携をすると聞いていますが、具体的に進んでいきますか。
- 学校教育課長
後ほど、報告・協議3の「江田島市灘尾弘吉先生顕彰像等維持管理基金条例の一部改正について」で説明いたしますが、姉妹校生徒交流に係る費用支援については、基金を活用する予定としております。
- 三島委員長
大柿高校に対する補助金についても、灘尾弘吉先生の基金を活用できないのかと思いました。
- 三島委員長
他にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

- 三島委員長
それでは、「江田島市議会第12回全員協議会報告について」の報告・協議を終わります。
- 三島委員長
日程第6，報告・協議2「江田島市議会第13回全員協議会報告について」を議題とします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。
- 塚田教育長
33ページをお開きください。
報告・協議2「江田島市議会第13回全員協議会報告について」は、教育次長をして説明させます。
- 教育次長

ただいま議題となっております，報告・協議2「江田島市議会第13回全員協議会報告について」の内容をご説明します。

平成27年10月30日に開催された江田島市議会第13回全員協議会において，「旭化成建材（株）が杭工事の施工に関与した市関連施設について」の報告が都市整備課からされております。

該当施設として鹿川小学校校舎，能美中学校校舎の2件が挙げられております。

都市整備課職員の工事関係書類の確認や目視による現地調査の結果，両校舎とも施工データの流用や校舎の沈下等による施設の異常はありませんでした。

今後，職員による工事関係書類の精査や元請施工業者・施工監理業者への確認を行った上で施設の安全性の確認を行うこととなっております。

両校の保護者につきましては，10月30日付けで各学校を通じて文書により，10月30日現在までの調査では異常がない旨の通知を行っております。

以上で説明を終わります。

○ 三島委員長

説明が終わりました，ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは，「江田島市議会第13回全員協議会報告について」の報告・協議を終わります。

○ 三島委員長

日程第7，報告・協議3「江田島市議会第14回全員協議会報告について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

37ページをお開きください。

報告・協議3「江田島市議会第14回全員協議会報告について」は，教育次長をして説明させます。

○ 教育次長

ただいま議題となっております，報告・協議3「江田島市議会第14回全員協議会報告について」の内容をご説明します。

平成27年11月16日に開催された江田島市議会第14回全員協議会において，教育委員会関係の報告事項として，「江田島市灘尾弘吉先生顕彰像等維持管理基金条例の一部改正について」，「臨時・嘱託員の賃金改定について」，「図書館休館日の変更について」，「旭

化成建材(株)による杭の施工データ流用問題の調査結果について」の4件の説明がされております。

まず、「図書館休館日の変更について」図書館長から説明させます。

○ 図書館長

全員協議会資料No.9をご覧ください。

江田島市立図書館の休館日の変更についての説明及び市議会全員協議会の報告をいたします。

まず、変更の目的といたしまして、図書館の休館日につきましては、現在、月曜日としておりますが、学校や市民から、学校行事で土・日が登校日の場合、月曜日が学校代休日となるため、図書館の休館日を変更してもらいたいとの要望がありました。

この要望を受けまして、図書館の利用促進のため、江田島市立図書館管理運営規則（平成16年江田島市教育委員会規則第22号）を改正し、木曜日を休館日といたします。

規則改正の項目といたしまして、休館日を現行の月曜日から改正案の木曜日に変更いたします。

その理由といたしましては、学校代休日（月曜日）を開館するため、比較的用户の少ない木曜日を休館日といたします。

また、こどもの日を除く休日法に規定する休日につきましては、変更なしとし、従来どおり休館日とさせていただきます。

次に、休日が休館日に当たるときの休館日につきましては、現行の休日は月曜日に当たるときは、その直後の休日でない日を休館日とする規定を削除させていただきます。

その理由といたしましては、休日が木曜日に当たるときは、年間数日のため、この規定を削除させていただきます。

また、大柿公民館図書室につきましても、江田島市大柿公民館図書室管理運営要綱（平成21年教育委員会告示第2号）を改正し、同様の対応を行います。

施行期日につきましては、平成28年4月1日としております。

続いて、11月16日（月）の市議会全員協議会において、図書館休館日の変更についての説明させていただきましたが、意見や質疑がなかったため、これにより進めさせていただきたいと考えております。

江田島市立図書館管理運営規則の改正案につきましては、12月の教育委員会会議定例会において上程させていただく予定としております。

以上で説明及び報告を終わります。

○ 教育次長

38ページをお開きください

「江田島市灘尾弘吉先生顕彰像等維持管理基金条例の一部改正について」でございます。本市唯一の高等学校である広島県立大柿高等学校は、「グローバルな人材育成」を教育

実践しており、今年度、灘尾先生が生前日本と台湾の友好関係の構築に尽力されていたことから、同校は台湾の高等学校と」姉妹校縁組をすることとなりました。

同校からこの姉妹校と生徒交流に係る費用支援の依頼があり、江田島市灘尾弘吉先生顕彰像等維持管理基金から費用負担できるよう同条例が改正されるものです。

39 ページをお開きください

3 件目「臨時・嘱託員の賃金改定について」でございます。

臨時職員・嘱託員の賃金・報酬についてきましては、平成 21 年度に見直しが行われてから一部職種を除いて据え置かれておりました。

広島県の最低賃金も見直されており、県内他市町と比較しても低い水準となっております。

職員募集を行っても定員に達していない職種もあり、平成 28 年 4 月 1 日から見直しを行うものです。

40 ページをお開きください。

賃金等改定案です。

教育委員会関係としましては、臨時職員賃金の表、臨時職員 A の 2 調理員（資格無）、臨時職員 B の 5 調理員（資格有）、嘱託員報酬の表、事務嘱託員 B の 3 放課後児童支援員、事務嘱託員 C の 7 主任放課後児童支援員、が改定されることとなります。

41 ページをお開きください

旭化成建材㈱による杭の施工データ流用問題の調査結果についての報告が都市整備課からされております。

調査結果として、本市の該当施設 2 件については、問題ないと判断されております。

以上で説明を終わります。

○ 三島委員長

説明が終わりました、ご質疑はございませんか。

○ 樋上委員

江田島市灘尾弘吉先生顕彰像等維持管理基金条例の一部改正についてですが、名称の中に灘尾弘吉先生の名前は残りますか。

○ 教育次長

名称が変更となります。

○ 樋上委員

灘尾先生の顕彰像を建立した時に、7 千万円位寄附が集まったということを聞いていますが、皆さんの思いが集まってこのような金額になったと思います。条例の名称で灘尾弘吉先生の名前が残れば、みなさんの思いも活かせると思います。

- 教育次長
名称の中で、灘尾弘吉先生の個の名前がなくなることはありません。
現行の条例では、基金の活用が灘尾弘吉先生の顕彰像及び灘尾記念文庫の維持管理に関する事業等に限られているため、他にも基金を活用できるように、名称を変更したいと考えております。
- 樋上委員
台湾の学校と姉妹校になる時に、その基金が活かされればよいと思います。
また、お金は市から支出されるのですか。
- 教育次長
基金からの支出ということになります。
- 三島委員長
いったん市の一般会計へ繰入れてから、支出するということですね。
- 教育次長
そのようになります。
- 三島委員長
他にご質疑はございませんか。

(質疑なし)
- 三島委員長
それでは、「江田島市議会第 14 回全員協議会報告について」の報告・協議を終わります。
- 三島委員長
日程第 8，議案第 25 号「江田島市スポーツ推進計画審議会委員の委嘱について」を議題とします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。

(非公開)
- 三島委員長
日程第 9，承認第 22 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。

(非公開)

- 三島委員長
日程第 10, 承認第 23 号「附属機関の委員の委嘱について」を議題とします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。

(非公開)

- 三島委員長
以上で, 本日の会議に付された審議事項は, すべて終了しました。

「その他」

その他では, 次の項目について報告を行いました。

- (1) 春秋叙勲候補者推薦書について
- (2) 学力向上に係る先進校視察報告書について
- (3) 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題 (10 月末現在) について
- (4) 学校給食異物混入について

次の教育委員会会議は 12 月 21 日 (月) 15 時 00 分から大柿公民館大会議室で開催します。
以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により, ここに署名する。

江田島市教育委員長

署 名 委 員